

議案参考資料

[令和3年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 園児サービス係

議案名

議案第65号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、ファミリーホームに入所する児童が特定教育・保育施設等を利用する場合の利用者負担額について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

特定教育・保育施設を利用する場合の利用者負担額は、子ども・子育て支援法施行令で定める額の範囲内で市町村が条例で定めますが、施行令が改正され、「ファミリーホームに入所する児童が特定教育・保育施設等を利用する場合は、利用者負担を求めないこと」が明示されました。

このため条例において「ファミリーホームに入所する児童が特定教育・保育施設等を利用する場合は、利用者負担を求めないこと」を明示します。

(施行期日：公布の日(適用は令和3年4月1日から))

背景・経過

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)において、国はファミリーホームに入所する児童が保育所等へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについて検討し、必要な措置を講じることとされました。

これを受け、子ども・子育て支援法施行令が改正され、ファミリーホームに入所する児童が特定教育・保育施設等を利用する場合に、同じく家庭養護に当たる里親と同様、施行令に定める利用者負担額の上限は「零」とされました。